

第五章 家族制と村落

第一節 総 説

「家族制と村落」と改まって書くと、何か今日の世相に逆行する古い体制のように見受けられるが、しかし竹野谷をも含め、戦前まで日本は「家」制度と家父長制を柱とした社会構造であった。また、旧民法による戸主権が存在し、家の内外に絶対的権威を保持していた。特に、竹野谷の各地で行なわれたと思われる大晦日から新年にかけての戸主による正月行事は、家の祭祀権を発揮したものととして古い形態を残して注目されよう。また、家の繁栄や永続のために、時には家族の犠牲も強いられた。相続も、竹野では長男相続が主流で、戸主権を譲り隠居することになる。この時、主婦の経済的権限も「ヘラ渡し」と称して、姑から嫁へ渡されるが多かった。なお、二、三男の分家は、当地では「新宅」と呼んだが、全般的に耕地面積が少ないため、村内分家は限られていて、多くは都会へ出て独立分家ということになる。

ともあれ、一つの家を基盤として、本家と新宅など同族の団結が強かった。家の地神が多く見受けられることも、その現われであろう。竹野では、本家と分家に代表される同族・親族集団を「マキ」といつているが、その主従関係は強く、冠婚葬祭やいろいろな行事に付き合いが行なわれた。

さて竹野谷は、地形の関係上、農村・山村・漁村が揃ってみられるが、農業・林業・漁業という一つの生業

だけでは生計が成り立たず、二重三重の兼業が必要であった。こうした村落は、封建的封鎖的存在なのである。一つの村という枠に囲まれ、その内と外という区別は極めて厳格なものであったことは、村境や辻のしめ縄や、虫送り・狐狩り・疫病神送りなどの行事等でも知れる。

また、地主—小作、網親（網元）—引き子（網子）、船主—水夫など、日本の各地域同様親方と子方という主従関係が存した。しかし、これも各区により濃淡・強弱があった。さらに、養子親・名付親・氏子親・宿親など、擬制的親子関係もみられ、村落の社会構造の一面が知れる。この村落社会における基本的な小集団として、一般的に隣保・向こう三軒両隣など挙げられるが、切浜の五軒を一単位とした「連中待^{でんじまち}」は、古い村落共同体の社会的信仰的集団の残存として特筆されよう。

そこで、こうした村で共同生活をしていくためには、家として個人としていろいろな規則を厳守しなければならず、これを破れば村八分などの制裁が行なわれた。竹野谷にも、明治から昭和にかけての「村規則」の史料が残っていて、村という組織の枠の中で生活していく村人の様相が知れ興味がある。また、この中に、国の指導もあって、質素儉約・生活改善の条項が目立つ。しかし、これにより日本人の心の故里^{ふるさと}ともいべき古きよき民俗的伝統習俗まで廃絶したことは、まことに残念といわねばならない。

こうした中であって、村人の唯一の楽しみは地芝居であった。竹野での地芝居は盛んで、どんな小さな村にも必ずといっていいほど堂（舞台）が存在した。そして、旅役者の芝居や、村人自身による地芝居・人形浄瑠璃をも演じるようになってくる。これが終に、小城では人形浄瑠璃を、但馬周辺で巡業したほどになった。なお、堂が憩い・寄り合い・行事・信仰・商^{あきな}いなど、村の中心的「場」であり、「空間」であったことは注目す

べきである。

いっぽう、村にはそれぞれの年齢段階に応じて組織があった。つまり、「子供組」から始まり「若衆組」（娘組）・「大人組」（姐衆組）・「年寄組」に至るものである。この中で、若衆組は村政上・労働上重要な存在で、その組織力も強かった。しかし、子供組や娘組・姐衆組（斎藤寿始子調査カード提供）は、家父長制社会で村の公的行事に参加する機会は少なく、竹野谷では娘組・姐衆組の実態は勿論、名称さえ把握出来ないくらい、既にその力は衰退していた。ともあれ、こうした組織に入り、村の政治的・社会的・経済的・宗教的役割を分担・運営していくのである。

戦後の新民法では、封建的体制の一番の根幹である「家」制度を廃止した。しかし、家は次第に核家族化となり、もうすぐ高齢化社会が待ち構えている。各区も、若者の流出により過疎化現象と、目紛しく変転する社会の中で、新しい竹野谷のあるべき姿が求められている。

第二節 家 族

家族は、夫婦を基盤に親子・兄弟・姉妹の血縁関係（この血縁関係に擬する養子縁組も含む）を構成とする親族集団である。

戸主権と こうした家族は、同じ屋根の下で共同の生活を営むのであるが、往古からその中で、戸主とか主婦権 主婦などそれぞれの地位・役割が定められていた。つまり、戸主は外部に対して家を代表する家長として（家の代表権）、公の会合や冠婚葬祭に出席し、内部の家庭内では家の最高責任者として、財産の

管理と家族の統制・家の祭祀などを掌った(家族統制権)。そして、戸主の意見は他の家族には絶対服従で、明治民法では戸主権が認められていた。

こうした「家」とか「家族制」を象徴しているのが、昔どの家にもあった囲炉裏であろう。囲炉裏の「横座」いわゆる上座に戸主が座り、その横の「鍋座」(カカ座)に主婦がおり、家族は「下座」(キジリ)、客は「客座」(タテ座)というように、その席は自然の決まりのようになつていた。横座には、たとえ戸主が不在であっても、他の家族が座ることは許されなかった。そして、この傍らでの食事も、戸主とか長男は箱膳で内容もよく、他の家族は平の膳であつたという(図24)。

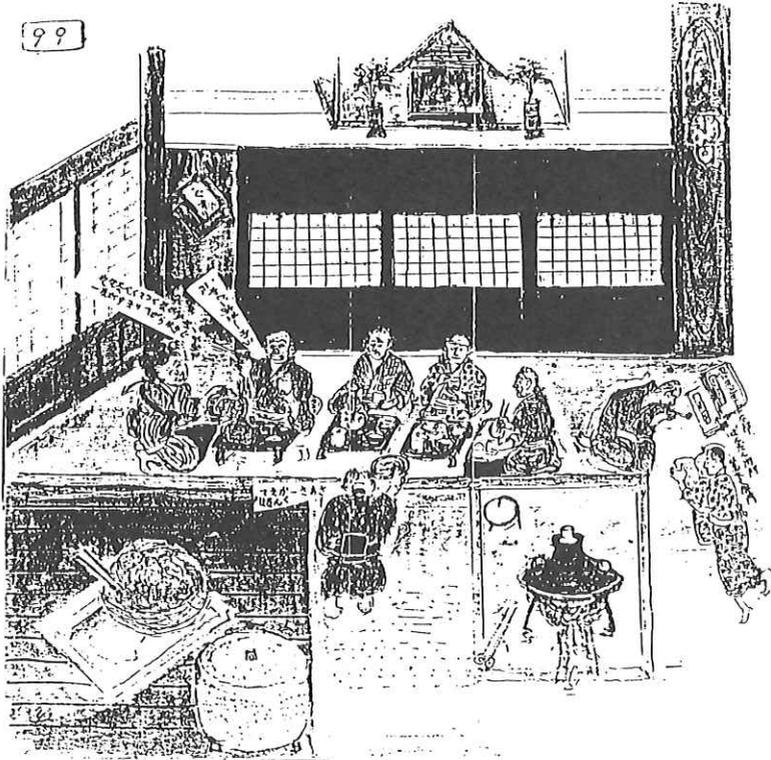


図24 明治時代の食事情景 (『明治の古里物語』 達富寿夫・河内出身)

また、戸主権が発揮されるのは、正月などの特別重要な行事の時、中心となって執行される。例えば、大晦日の夕方神棚の火打石で神火を点し、これで各神棚の灯明を点け、囲炉裏にも火移しをする。この火を、元日中絶やさないように、戸主は当夜横座に布団を敷いて寝る。元旦朝四時ごろ早起きをして、しめ飾りをした水桶に若水（井戸水）を汲み、この水で雑煮を炊き、一家が洗顔をして身を清め神棚に礼拝し、氏神に参拝した。そして、祝膳に着き正月の神様に本年の厄よけと幸福を祈った。戸主はこの時、床の間に飾ってあった三方の干しがき・昆布・白米を盛り合わせ、「オブク」というお茶とともに、家族一人一人に回して一年間の労をねぎらい、本年の協力を請うたという。また、囲炉裏で「焼祝」といって、餅を焼いて食べることもした。

いっぽう、主婦は臨時に祭った正月の神様に、箕・升及び白米二升（二俵の意）を紙袋に入れお供えをする習わしであった（「通中待」切浜老人会、「万年青」特集）。この主婦には、主婦権という戸主権に対応するものがある。戸主を助け食・衣生活の管理者として一家の経済的権限が与えられるものである。特にこれは、「ヘラ権」（飯杓子）とも呼ばれるように、主婦の象徴として鍋座（カカ座）を占めて家事に関してはすべて支配するというものである。そして、「ヘラ渡し」は、こうした食・衣生活の管理権を姑から嫁へ渡すことになる。この時期について竹野谷では、後述の戸主権を相続人に譲り、隠居した時に一緒に行なわれる場合が多かった。しかし、大体相続人と同居隠居が主流であったから、病気になる時とか自然の内など、各家庭によっていろいろであった。

二、三男
と 女 子

昔は、大体長男相続で、二、三男は養子か分家または町へ出て（京都・大阪・神戸・東京等）自立しなければならなかった。特に、竹野谷は分家が出るほどの耕地面積もなく、結局町へ

出ることが多く、飲食関係が目立ったという。また、女子は嫁に行くか奉公に行くことになる。二、三男や女子は、柳行李に衣類等を入れ、故郷を後にしたという。身一つで、それぞれの道を切り開いていったその苦労が偲ばれるのである。現在では、長男でさえ出て行くという。

第三節 相続と隠居・新宅

相続は、戸主の死亡や隠居により、財産や権限・地位などを受け継ぐことである。これには、
 相 続 財産を相続する「財産相続」と、権限・地位などを継承する「家督相続」（家長〈戸主〉の権

限と地位）とがある。しかし、昭和二十二年改正の新民法では、いわゆる「家」の制度を廃止したので、財産相続だけとなった。ちなみに、相続の形式にはいろいろあるが（長子相続・姉家督相続・末子相続・選定相続）、主流はこの両相続を特定の男子一人（長男）が「家」の相続として継承する場合が多い（財布を渡す）。竹野谷でも、ほとんどが長男相続（総領制）であるが、いろいろな場合の区もある。

長男相続の場合は、小さい時からそのように仕向け教育をし、自然に家督が譲られる。その時、「譲りもうした」「譲ってもらった」（小丸）とか、長男に渡すことを「おう」というが（奥須井）、これは「世話になる」（負う）、「従っていく」（追う）ということであろう。また、河内ではこれを「奥を変える」と称し、親は若い代になつたら仕方がないとし、子供も小さい時世話になつたのであるからと、親と子の相続がなされたという。なお、こうした相続では特別な儀式は行なわれなかったが、一部の旦那衆（親方）や本家では、子方や分家村人を集め、祝儀として懇親会をもつたこともあった（椒・桑野本昭和五十七年調査・大野貞紀報告）。

隠居

隠居とは、戸主が老後財産や権限・地位などを前掲のように、次代の相続人に譲り退隠することである。一般的に、これには「同居隠居」・「別居隠居」(単独別居・家族別居・隠居分家)・

「分住隠居」に大別され、別居・別財・別食の原則が窺われる。

竹野谷で隠居といえ、長男が社会的に一人前になったら戸主権を譲り、二、三男を連れて別家を建てることである。今日に続いている屋号にも、「隠居」となっているとみられる。この時、特別な儀式はない。明治民法では、戸主が生前に戸主権を家督相続人に譲ることを指した。いったん隠居すれば、社会的にも経済的にも一切口を出さず、公の席でも下座となり、年寄組(老人会)へ入った。しかし、次の新宅(分家)同様、耕地面積の少ない竹野では、物理的にこうした「別居隠居」は無理で、これが可能な人は限られていたであろう。大勢は、長男など相続人との「同居隠居」が多く、離れとか隠居部屋へ住むということであった。

こうした「別居隠居」・「同居隠居」について理解するのによい事例を、『但馬海岸』(兵庫県教員会)は次のように報告している。つまり、「地引網の家では、二、三男などの子供が独立し、末子のみになった時、親は長男に戸主権を『シヨタイニンワタシ』(所帯人渡し)と称して譲った。そして、親は長男より隠居料(財産Ⅱ土地)をもらい、末子は分家料をもらっていっしょに別居した。親が死亡すると、末子は長男に隠居料を返した。このシヨタイニンワタシで、親は公生活の家の代表権・財産・家などを渡すが、祖先の祭祀権は渡さず、仏壇を持つて出て死後長男に返却された。しかし、仏壇を長男に返さない場合は、隠居料は仏の供養代として返却しなくてもよかったという。これは、別居・別財・別食の原則による隠居制で、太平洋岸に比して日本海岸では少ないとされ、経済的に富裕な網親の家ではおこなわれていた(要旨)としている。つまり、前掲のように「別

居隠居」はやはり一部の家だけであつたのであろう。

新宅 「新宅は、新宅取立ともいい、分家・別家することである。わが国では「相統」で触れたように、(分家) 「家」の継承は特定の一人によつてなされるので(長男Ⅱ総領制)、それ以外の構成員は、養子・

婚姻とともに、家から出て新たな家を創立しなければならない。分家するには、本家は家屋敷・農地などを分与し、相当期間庇護することになつてゐた。これには、前掲の隠居分家や奉公人分家などがあつた。

竹野谷では、屋号に新宅とつけられたものが継承されており、その名残りが判明する。しかし、これも別居隠居のように竹野では村内分家は不可能で、自分で分家したり都会へ出て独立分家することとなつてくる。

地神から 以上の相統と隠居・新宅は、いずれも「家」を基盤としているが、こうした家についている神同族神へ として地神がみられる。次節の「同族」とも関係するので、少しく紹介しておこう。地神とは、

屋敷神の一種で宅地内の隅やこれに関連したところに祀られ、土地の神・屋敷の守護神として信仰されている。多くは自然石で、盆・正月に清掃をし供物を並べ参つたという(椒・桑野本昭和五十七年調査大野貞紀報告)。金原の右近幹市家では、地神(嘉永七年八月)を祀る小祠が鎮座する(写91)。

三原の天満宮(天神宮)の一隅に五社の明神が合祀されている。鳴雷神社・秋葉神社、そして地主大明神、こ久保大明神・下坂大明神である。この地主・久保・下坂の三神は、この三原の土地を拓いた人で、明治以前はこの外の妙見宮・産霊神社・天神宮・観音堂・崑山和尚墓とともに巡拝をしたと伝えられている



写91 地神小祠棟札
(金原・右近幹市家)

(三原調査、科田村源一、写92)。門谷でも、昔は家を守ってくれる屋敷神として

どの家にもあったが、崇るとして鎮守に祀ったという。草分けの開拓の先祖神(地神)が、村の神として昇格して祀られている好例であろう。

いっぽう、須野谷の庄屋であつた富森担二家(現住・豊岡市、『通史編』近世編、第一章第二節「近世開村の家々」参照)の庭内に、『大地主神』が祀られ、毎年正月十八日に祭礼があつた(写93)。これに関連して、同じ正月に「先祖祭り」(鎧甲祭り)と称し、床の間に系図・鎧甲・掛軸・供物を飾り、神主の祝詞があり、先祖の遺徳を偲んだという。この時、近所の人や子方を招き振る舞つた(昭和三十三年ごろまで続いた)。

このように、特定の家である本家とか総本家の地神を同族一同が、その結合と発展を祈り、正月・盆に共同祭祀する時は「同族神」(祖先神)となりうる。阿金谷では、同族の吉岡・増田姓の家で地神を祀つていたというのも、この要素を暗示している。

第四節 同 族

同族とは、家を単位として共通の祖先を持つ本家・分家の一団で、父系の系譜関係もしくは主従関係で結ばれた家々の集団をいう。



写93 大地主神
(須野谷、現住・豊岡市、富森担二家)



写92 三原の地神様 (三原・天満宮)

本家と新宅

(分家)

竹野谷で、本家と新宅(分家)関係に代表される村落における同族・親族集団を、マキ・オヤコ・

ミウチ・シンルイ・シンセキ・ウチワなどと呼んでいるが、特に「マキ」という名が主流で呼

ばれている。

昔は、本家―分家の関係は強く、代が変わろうと付き合いは続き、冠婚葬祭等には交流がなされた(中村・桑野本・御又)。また、分家は田植えなどいろいろ行事のある時は、「出入」・「子方」として手伝いに行った(三原・和田)。さらに、盆・正月には本家へ挨拶に行き墓参りもした(桑野本昭和五十七年調査、大野貞紀報告)。いっぽう、芦谷

でも正月の二日・節会には分家など同族を招待し、お神酒や御膳を出し、お盆には中元のやり取りをする。なお、こうした本家―分家という同族を象徴するものとして、小城では本家の墓の周辺に分家の墓など、一族の墓が集まっていたという。こうした墓は、本家が無くなると分家を守るようになっていく(床瀬)。

もう一つ事例を挙げておく。浜須井の奥野泰史家は、江戸期から明治初期にかけ、庄屋・大庄屋格を勤め酒造業も営み、明治以後も村の役職を継ぎ、同族の有力本家筋であった。『浜須井村五郎左衛門五人之子二田畑仕分帳』(元禄十二年奥野泰史)によると、五人の子供に二町七反の田畑を分割した明細が記されている。長男権右衛門に七反、末子吉右衛門に六反、他の三人の与四郎・長右衛門・新右衛門にそれぞれ一反余となっている。本家である長男と、末子を連れて隠居した親の反数と、他の分家した三人の子の反数の差は大きい。つい五、六年前まで分家が、田植え・餅搗き・稲刈りに手伝いに来たという。

しかし、戦後の新民法で家制度が廃止され、こうした本家―分家の関係も次第に薄れてきたが、何かの儀礼や行事のある時は交流があり、本家を立てて上座にということになるという。

第五節 村 落

農村・山村

日本の村落は、それぞれの生業により、農村・山村・漁村に分けられよう。竹野谷も、この三

・ 漁 村

村が存在している。しかし、農村は田畑を、山村は焼畑・伐木・造林・炭焼・狩猟、漁村は漁

獲・採藻・採貝と簡単に結論づけられない。第三章生産・労働と分配でも紹介したように、耕地面積が少なく、ほとんど山林が占める当地では、農村は農・林業、山村は林・農業、そして漁村も漁・農・林業と、兼業の兼業（主・従はある）という二重三重の生業形態であった。これは、基本的に総面積が少なく、一つの生業だけでは生計が当然成り立たないためである。

ともあれ、こうした村落共同体は、以下述べていくように、かつては封建的封鎖的存在であったといってもよいであろう。村人が、他村に対して自分の村を「ジゲ」（地下）と呼称するが、政治的・社会的・経済的・宗教的生活は、総てこの一つの限られた村という空間組織の枠内でなされたといってもよい。そして、その枠の内と外の区別は極めて重みのある厳格なものであった。



写94 辻堂（鬼神谷）

このように、村の「境」や「辻」は行政的意味があるとともに、心意的なものでもあった(写94)。宇日ではかつて区の行事として、春と秋竹野へ出る道、田久日の道、城崎へ出る道に、それぞれしめ縄を張ったという(『狐狩・鴨海菊治郎』)。なお床瀬では、地藏盆に村の入口の塞さえの神(道祖神)のところに、大きな草鞋が吊つてあった(『兵庫探』)。さらに、松本では昭和初期ごろまでは、月の一日にお宮から村全部にしめ縄を張ったという。また、昭和二十五年ごろまで、年に一回、金亀院住職が村でしめを切り、村民が縄をない、それにしめをはさんで村をとりまくように張つていった。これらのことは、いずれも村の外から悪霊邪神悪病が入らないように防ぐための呪術であった。また、逆に村の内から外へ追いつ出ず場合もあり、虫送り・狐狩り・疫病神送りなどがみられた。

親方と子方
これは、親分・子分または単にオヤコ(親子)とも称され、実の親子ではないのに、親子に擬して結ばれる関係である。

竹野谷でも、戦前まで地主—小作、網親(網元)—引き子(網子)、船主—水夫かこの関係が存在した。地主・網親・船主を親方といい、小作・引き子・水夫を子方といていた。この関係は、社会的・経済的に優位のある親方に対して、子方が庇護を求め、親方も社会的・経済的な援助と協力を与えるというものである。そして、同時に相互の人格的信頼関係に立って、現実生活上の献身的庇護と奉仕がなされた。つまり、生活全般にわたって相互援助が持たれた。村落共同体社会での家族主義的主従関係であった。

竹野谷で、各区によって存在したところ存在しないところ、またこの関係の強いところ弱いところなどさまざまであるが、その区全戸が子方であった例もある。子方は、親方(旦那)のところへ行事など何かあること

に手伝いに行くとか、労働力提供として年に一日無賃で働きに行くということもあった(森本)。そして、年越し元旦には必ず挨拶に行った(この時、足袋・羽織を着けてはいけなかったところもあった)。これを、「俵カダゲ」といって、ご幣餅のような平たい握り飯に山椒味噌を塗り、囲炉裏で焼いて子方に食べられるだけ食べさせた(段・椒・二連原)。門谷では、酒・胡麻・山椒・雑魚などを入れた赤味噌を付けたという(『兵庫探』〔民俗編〕)。こうした主従関係は、例えば呼び方・席次・出入口・通される部屋などに顕著に出てきたが、戦後は政治的・社会的転換により、こうした親方・子方制度は崩壊消滅した。なお、前掲第四節同族の「本家・新宅(分家)」の間においても、今までのような親方子方の関係がみられるが、ただ血縁同族の系譜による権威を背景としているところに、その相違が認められる。

次に、浜須井の事例を『但馬海岸』(兵庫県教〔育委員会〕)により、少し引用が長くなるが紹介しておく。

この地区のオヤカタドリは、親方になる人は庄屋で網親で地主を兼ねた家の主人である。子方になる者は、代々その家の子方であった。十五歳で一人前になると、親につれられて親方の家に行く。その時は、正月前である。親方より杯をもらい、いわいといわいって木綿の紋付と羽織をもらって親方子方関係を結んだ。大正から昭和初期になると、十五歳から戸主になった時に結ぶようにかわってきた。この制度は、敗戦でなくなった。

子方は、盆にはさしそば二匹、正月にはとうふとこんにやくを礼にもっていった。親方は、大年の夜は「年忘れに來い」といって招いた。子方は、大年の日の昼すぎに親方の家に来て、刈りのこした十二束(うる年十三束)の稲こきをして、その粃をタウスですり、カラウス(コメフミ)で白米にした。その夜、白米

で握り飯をつくり、一箇を米一俵にみたててよろこんで食べた。おかずは、とうふ汁としろみそをつけた田楽にきまっていた。朝の四時ごろまで飲み食いをして家に帰った。親方の家の冠婚葬祭には必ず手伝いにいき、親方に子が生れた時には、宮参りの日全子方が集まって祝いをした。子方の家でも親方を招き、必ず正座にすえた。子方が冠婚葬祭に必要な経費は貸してやったし、必要な膳・椀などの道具類は全部貸してやった。子方が金持ちになって親方子方の関係をきる場合は、貸借関係は全部清算した。

擬制的 親子関係

これは、実の親子でない者が、頼み頼まれて親子の約束を結び、家族同様の交際をする習俗である。親方取り・親取り・仮親を取るといわれた。この親子関係は、出生時・成年時に、そして移住時に結ばれる場合などがある。

竹野谷でも、「親方取り」・「養子親」・「名付親」・「氏子親」・「宿親」がみられる。親方取りは、子方にしてもらえるよう頼みに行き、許されると親方から羽織が与えられ、盆・正月など何か儀礼があると、この羽織を着て親方の家へ挨拶に行った。これは、一代限りの「契約」で、親方も正月の餅搗きなど子方を労働力の奉仕として使ったが、年の暮には酒を振る舞ったり、米・金を貸したりして庇護もした(須谷・御又・小城)。小城では親が親方取りをしていたら、その子も十六歳を区切りに(途中からでも)受け継ぐ例もあった。また、第三章生産・労働と分配第十五節労働の「日役」でも触れた、明治初期までであった坊岡の「養子親」である。第三章生産・労働と分配第十五節労働の「日役」でも触れた、明治初期までであった坊岡の「養子親」である。実際の養子ではないが、親子の関係を結び、労働力を提供したものである。

いっぽう、親族の一番濃い年長者に名付けをしてもらい、これを契約として結ばれた仮親を、「名付親」という(小城)。親族の血縁を強めるために名付親になってもらったのであろう。同様な事例に、芦谷の葦田兵

主神社の氏子は、子供のころ虚弱多病であっても、この祭神の守護により必ず無事に成長するとされた。他村の人で成長が危ぶまれる者または妊婦は、氏子に仮の親を依頼したという。こうして、神の仮の氏子となった者の数は三〇〇人以上であったという（「社寺取調一件」明治三十九年、四十二年、中竹、野村役場、轟区有、三柱神社御記録、安谷重行）。そして、終生神社に寄付をすることを忘れなかった（轟）。これに類似したものに、「拾い親」（第七章通過儀礼第五節厄年と年祝い、「四十二歳」参照）といわれるものもあった。また、田久日では第六節(2)若衆組で後述するが、若衆組の加入式と同時に名替式もあって、僧侶が名付親となるという例もある（但馬海岸「兵」、鹿島教育委員会）。

この他、若衆宿の主人夫婦が「宿親」となり、若衆の宿子との間に擬制的親子関係を結び、いろいろ村における社会的教育を受けた。なお、この若衆宿の長老・長家（ちやうや）Ⅱ会長が親代りの仮の親となり、いろいろ婚姻などの時に、親と掛け合ったり仲人にもなつて世話をしたという（松本・田久日）。

隣保と寄合

「遠くの親類より近くの他人」という諺があるように、遠く隔たった疎遠な親類より、近隣のお互い親しくし、常時交際と助け合いをした。そして、何かあった時は最初に駆けつけてくれ、いろいろ世話をしてくれる。村落社会における一番基本的な小集団である。

切浜には、五軒を一単位とした「連中待（でんじまち）」という制度がある。その成立年代は不詳であるが、上意下達と年貢の取り立てを容易にするために出来たと伝えている。江戸時代の「五人組」の系譜に繋るとも推定されるが、その実態を次のように報告している。「これが、いつからか信仰の対象となり、毎月の二十八日の氏神さんには当番の家に集まり、神に祈り夜遅くまで雑談にふけ親睦を深めたという。また、正月の当番の家では、お酒



写95 寺役雪囲い筵 (東町・興長寺)

野谷でも、年にいく度か村人の親睦と慰労を兼ねて会食が持たれたという。平生からの村付き合いが非常に大切であった。

村人の付き合いで、非常に古い形を残しているとみられる正月の年始を一つ紹介しておく。松本では、正月二日親類及び村全戸へ挨拶回りをするが、親類へは朝早く「アナツタラシ」といって家へ入った。家の主人は、「アンナメダシ」と答える。御酒を頂き早朝帰り、村全戸へは外礼かどといって、家へ入り座敷に上らず、「ア

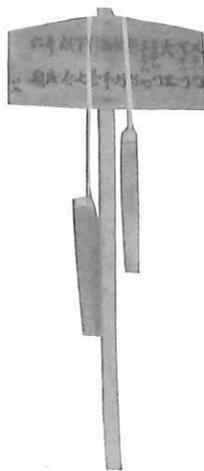
を出し馳走をし、歓談をしながら部落費の等級定めなどをしたという。そして、葬儀の準備なども率先してしてきたが、最近では次第に薄れてきたという」(要略「連中待切浜老人」。この「連中」(れんじゅう)とは、組・仲間のことで、「待」(まち)は、特定の日の行事祭祀に人々が集まり、忌み籠って一夜を明かすことである。語源の由来はともあれ、古い村落共同体の社会的信仰的結合集団の残存が濃厚にみられる。

こうしたいくつかの隣保が集まって、一つの村が形成された。村の住人として生活していくためには、日役・寺役(写95)とか宮役などの村仕事や年中行事などに参加し、寄合にもよく出席する義務が課せられた。この日役については、第三章生産・労働と分配第十五節労働の「日役」で詳述したので割愛する。竹

ナツタラシ」といつて帰ったという（「松本村年内行事」大本本）。
（浅造「万年昔」特集号）

竹野谷の寄合には、各村にどこにもあった「堂」（舞台）がよく使用された。後述のように、役者の買芝居、地元若衆による地芝居に、また祭礼の時に賑わうところ、子供の遊び場所、そして村人がいろいろな行事や必要な時に使用もした。いっぽう、こうした堂には大抵諸仏神が祀られていて、信仰の場にもなり、行商や出店も時々ここで商いをし、村の中心的存在であった。

こうした村には、江戸時代の「定使」のように、村の用を一軒一軒触れ回る者がいた。そして、寄合の時は太鼓を鳴らし村中へ集合の合図もした。しかし、これも次第に「肝煎」と称し、村の雑用・当番を各戸が順番にすることになっていく（写96）。



写96 当番拍子木（森本）

村規則 と制裁

村落共同体の「村」で、共同生活をしていくためには、村人としての節度ある行動と付き合いが望まれた。村の秩序を維持するためには、いろいろな規則や統制が敷かれ、これに違反したり秩序を乱したら、いわゆる「村八分」などの制裁が行なわれた。そこで少しく、こうした規則を紹介する。

明治十年（一八七七）旧正月の宇日の『村内規則記』（宇日区有）には、「一、火の用心。一、博打禁止。一、家内の物や舟小屋の舟道具類、稲木の稲などを盗むこと。一、野荒し。一、他人の舟を無断で乗り出すこと。一、家飾りから飾を買ふこと。一、拾い物を隠すこと」（要略）などで、これを行なう者には罰金と、発見した者には褒美が与えられた。

床瀬の『村期定』(明治三十三年旧正月、一九〇〇、区有)には、「一、通常会・至急集会・夜会等に遅刻した時、金五銭の科料とする。一、無届けで参加せず、人目についた時は十銭の科料。一、日役は、必ず出席すること。もし遅刻した時は、半日の日役とみなす。一日の日役の日当は十四銭、焼畑日役は十六銭とする。一、尻はり節供は、一切断絶すること。但し、明治三十三年正月十六日より向こう八ヶ年限りとする。一、祝儀・葬礼の儉約」(要略)とし、この規約を破ったと認められた者は、酒一升の科料に処せられた。

また、次の「村の共有財産」とも関連するが、床瀬の『薪山伐採規約』(下山薪山輪伐整理規約、昭和十四年、床瀬惣代区有)に、「限られた区域で輪伐し、全戸に割り当分配するが、年内に伐採しない時は村の没収とする。また、割り当箇所 of 立木を伐倒し、不始末にて放任し取得しない者には、翌年の輪伐権利を失うものとする。残す木は、杉・松の立木とする」としている。

三原では、茅屋根のふき替え用に、個人の他に村の茅場があった。これには、刈ってもよい日「山の口」が決められていたが、それ以外は自由に刈り勝ちであった。なお、こうした屋根替えには、あらかじめ村の総会に願ひ出て、特定の日^(「少し昔のものがたり」田村源一、明治三十七年生、「万年青」第十二号)に刈つて貰ったという。

こうした村規則には質素儉約・生活改善の事例が多くみられる。少し長くなるが、概略してみよう。奥竹野村では、明治から昭和まで何度か出されている。明治三十二年(一八九九)の『奥竹野村儉節規約』(二連原)には、「一、神社祭礼日の統一。一、村内年中休業日を定める。一、演劇(地狂言・回り芝居)・盆踊り(ナラシ踊り)一切禁止。一、諸勸化・物貰等一切拒絶。一、諸祝儀・死喪・仏事の虚礼廃止。一、日常交際の贈品簡略。一、衣食住の分限を超えず」とし、違反者は村会の決議で、村税戸数割りの等級上げ、前年度分の倍

額とするとしている。大正十三年（一九二四）での『奥竹野村勤儉奨励委員会決議』（区有原）では、「一、冠婚葬祭節約（初節供・宮参り）。一、年末年始中元虚礼廃止。一、共同飲食廃止。一、氏神祭礼の統一。一、生活必需品の共同購入。一、废物利用。一、定時の励行。国品使用奨励。一、産業組合の普及。一、農閑期の副業奨励。一、禁酒・混食・肉無し・禁煙・奉仕・服装簡素・貯金」とある。そして、昭和二十四年（一九四九）の『奥竹野村生活改善実行委員会規程』（区有原）でも、「一、出産・結納・婚礼・年賀・葬祭の虚礼廃止。一、四十二歳初老・還暦招宴全廃」としている。

以上のように、いろいろ事細かに決められ、村という枠の中での縛られた生活ぶりの一端が判明する。なお、祭礼の統一、地芝居・盆踊り・節供・宮参り・四十二歳の初老の厄年・六十一歳の還暦の年祝いなどの民俗的年中行事が、質素節約の名のもとに統制されたり全廃されている。こうした人為的統制により、随分古きよき伝統的習俗が絶えたとはいわれる。

村の 共有財産 節労働の「分配」で詳述しているので、ここでは簡単に触れるだけにしておく。共有財産とは、村や組などで共有している財産で、入会山・仲間山・惣山などとも呼ばれている。この名称のように、その共有地の多くは山林で、刈畑・材木・薪木・炭材・肥料・山菜・山の果樹などを、村人が平等に採取することが出来た。しかし、樹木の種類・場所・期間・刈る方法など、前掲のように「村の規約と統制」として制限を加えた。また、九〇ハヤを山林で占める竹野谷の各村にとって、どうしてもこのような山の幸に依存することとなる。そして、村山の境界決定と入会権をめぐる、江戸時代から山論が絶えなかった（『通史編』近世編、第

五章第一節参照)。なお、村の諸講や神社を維持管理する費用として、講田・宮田と称される共有地(田・山)もあった。

地芝居

昔は、現今のようにいろいろな娯楽に恵まれていず、竹野谷の人々にとつて唯一の楽しみは、盆踊りや相撲・地芝居(囀芝居・花芝居(投げ銭興業))など、ごく限られたものであった(『通史編』近世編、第五章第六節娯楽、参照)。特に、旅役者による買芝居(請芝居)は、村人には待ち遠しいものであった(例えば、日高町の手辺座)。御又の大川神社の五〇年毎の開帳にも芝居がきたという。こうした役者との契約には、竹野谷で牛の売買いをしている人や、行李材料の杞柳きりゅうとか蚕の繭等を買集めて売ったりする商人が当たったという(語^{『明治の古里物』}達富寿夫)。

田植えの終わるころのサノボリ・お盆・節供(重陽)・祭礼時に、こうした旅役者は有力者の家などに宿泊した(例えば、明治二十四年九月に、三椒村椒で行なわれる地芝居に関して、江原分署長へ雇い入れた俳優と遊芸稼人の『鑑札写し』と『演劇興行願い』床瀬を提出している)。そして、芝居が終わっても後後までこの話題が続いたのであった。その内、若衆たちが中心となってこれを真似たり、あるいは師匠を雇い練習を付けてもらった。こうして、衣装も借りたり購入して本格的に地芝居(地狂言・地歌舞伎)・人形浄瑠璃をするようになった。そして、散らしを配ったりして、近村からも見物にきたという(草飼)。

三原・大森・河内・御又・小城・坊岡・林・羽入・草飼などでもこうした地芝居の伝承が聞かれた。河内では、大正初期、林は昭和十四(一九三九)四〇、坊岡は戦時中ごろまで続いていたという。今でも、前掲の如くいくつかの区に芝居をした「堂」(舞台)が残っている(写9798)。昔は、どんな小さな区にも必ず

これがあり、特に大きな堂には回り舞台の装置もあつたという（河内・御又・小城・林など）。

芝居が催されるとなると、村人が総掛かりで雨戸で囲いをし、入口のくぐり戸を拵え、筵を敷いて棧敷を設えた。後ろの方には飴玉やボーロの菓子店も出ていた。この時、場所のよしあしでもめることがあつた。つまり、村の顔役とか分限者・親方などの順に、よい場所を決めなければならず、一

苦勞であつたという（『我古里』（達富寿夫））。

御又の坂本勘治郎氏も「村芝居の演出」（『万世書』第九号）と題し、大正期の村芝居の様子を次のように紹介している。「当日は、婦人は馳走づくりに朝からかかり、男は諸準備で忙しかつた。開催時間は夜だったので、明かりはローソク・ランプが主で、舞台の正面には竹筒数本に石油を入れて、それを燃やして明かりをとつた。観覧席は、各戸に一坪分位を割り当てられて、そこに親類家族が集まり、薄暗い席で弁当を開き酒を酌み交わしながら見物した」。なお役者について、「古びたカツラをかぶり、カミシモを着け、真っ黒い顔に白粉を塗った二本差しの侍が、両手を広げ、大きな目をむいて何かさげびながら、見得みえを切つていたのを、幼な心に憶えている」



写97 堂（下村）



写98 堂（下塚）

（「思い出」、切浜・清水竹蔵、明治四十四年生、『万年書』第七号）と、記している（図25）。

こうした芝居が行なわれると、村人や見物人から花（祝儀）が出された。その控帳が残っており大変興味があるが、題目だけ紹介しておく。

それによると、『敵討崇禪寺馬場花帳』（明治五年九月節句、和田多氏^{一八七二}）、

『仮名手本忠臣蔵花帳』（明治十一年^{一八七八}）

旧八月十六日〜十八日、狂言、『狭

間 戦合切矢口大江山花帳』

（明治二十五年旧九月九日、狂言、

以上の三点、^{門谷・初}田多光蔵）である。

小城では人形浄瑠璃が盛んで、指導者がきて冬に練習をし、サナボリ近くに仕上げ、その後一〜二カ月但馬周辺を巡業したという（明治初期

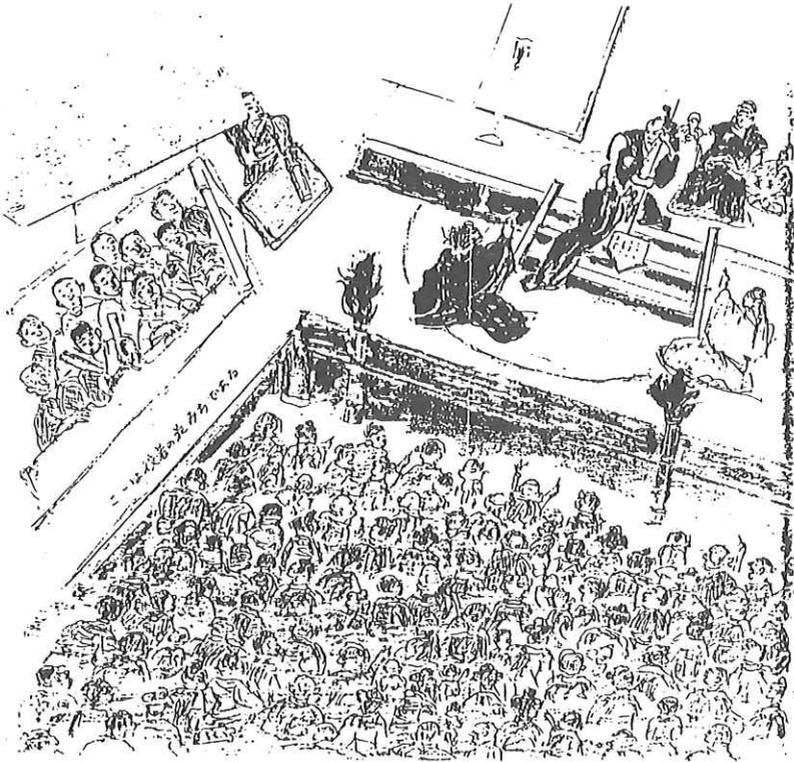


図25 明治時代の地芝居（『明治の古里物語』達富寿夫）

ごろまで)。昭和十年代まで、区に人形の頭・衣装・幕など保管していたが、現在は大阪市立博物館の寄託となっている（人形櫃のふたの裏に、「第八大区美含郡老小区小城邸座元中」と記されてある。同前『通史編』参照）。また、林でも盛んであったようで、衣装や幕を保管している。

この他に、若衆（青年）たちは、俄芝居・時代劇・新派劇・演劇なども次第に演じるようになっていく。ともあれ、こうした地芝居は、村落共同体が一つの機能として成り立っていたことの象徴でもあったのであり、その衰退は村の解体へとも繋っていったのである。

第六節 年齢集団

年齢集団とは、年齢（世代）の段階によって構成された社会集団である（年齢階梯制）。人は、生を受け年齢を進めていくが、その世代世代でそれぞれの集団に加入し昇っていく。これには、最下層の子供組を出発に、若衆組（娘組）・大人組（姐衆組）と上昇し、最後に年寄組となる。また、世代別になっている宗教講や宮座などの信仰組織、そして祭祀組織も一種の年齢集団といえよう。それでは、この年齢段階に沿ってみていこう。

(1) 子供組

子供組と 「七歳までは神のうち」という諺があるが、この幼児期を境として、七歳ごろから次の段階の年中行事 若衆組（娘組）に入る十五歳ごろまでの子供が「子供組」を組織する。しかし、普段は普通の遊び仲間、そう組織度の強いものではなく、年中行事や祭礼などの時に団結し随時組織化される。

竹野谷でも、「数え年男子七歳になると、子供として色々な村で定められている行事の仲間入りをする。そ

して、十五歳になると大将の称号を以て子供達の行事の監督と指導に当るのである。同年の者が二人三人いても、皆大将であり共にその責任を果たすのである。誰に言われるともなく、誰に任命されるともなく、昔からズットその掟に従って村中の者が自他共に認めているのであった」(『「遠くになった草飼の生活」花房喜代次』)と紹介している。一般的にも、大将(頭・親分という所もある)などと呼ばれる指導のもとに、補佐役の小頭から最下位の見習いという組織のある所もあった。また、原則的には、祭費の勧進や祭礼の設置・跡始末まで、その独自性は認めていたが、時と場合によつては、大人や若者の後見もあった。

竹野谷では、はつきり「子供組」という名称で呼ばれ、組織立ってはいなかったようである。しかし、子供たちが独自性を

持つて、いろいろな行事を主催している。その主なものを、聞き書き・主要参考文献で紹介してみよう(表4)。この中で、山の神行事・狐狩り・左義長・嫁の尻はり・節供・数珠繰り行事(写99)・地藏盆・盆小屋など、多くの行事は第八章の「年中行事」で触れられるので、ここでは、二、三だけを取り上げておこう。

宮そろえ(掃除)

この行事は、氏神の境内を掃除することであるが、いつごろからあったのか不明である。子供の行事の内



写99 数珠繰り (金原・右近三右衛門家)

第六節 年齢集団

表4 子供主催年中行事表 (行事日にハ
ラツキあり)

行事名	月日	地区名	主要参考文献
正月神迎え行	正月一日	草飼	「遠くなった草飼の生活」(花房喜代次)
ガングの綱行	正月七日	草飼	「同右」
山の神行事	正月九日	森本・下塚・鬼神谷・小 九阿金谷・羽入・松本・ 草飼・竹野・切浜	「同右」 「但馬海岸」 (兵庫県教育委員会)
狐狩り	正月十四日	森本・林・轟・鬼神谷・小 九須谷・和田・阿金谷・ 羽入・松本・草飼・竹野・ 宇日・田久日・切浜	「同右」 「同右」 「兵庫 探検」(民俗編)
左義長(ドン 下)	正月七日又 は十五日	床瀬・三原・門谷・金原・ 下塚・羽入・松本・草飼・ 浜須井・奥須井	「同右」 「同右」 「同右」
嫁の尻はり	正月十四日	下村・川南谷・森本・坊 岡・林・金原・東大谷・下 塚・轟・阿金谷・松本・草 飼・竹野・切浜・浜須井・ 奥須井	「遠くなった草飼の生 活」 「兵庫探検」 第 七章第四節婚姻 「尻は り」 参照
節分	二月三日	床瀬・中村・下村・段銅 山・三原・河内・二連原・ 草飼・竹野・田久日 三原	「同右」 「同右」
初午	二月初めの 午の日	須谷・切浜・浜須井・奥 須井	「八十年の追憶」(谷 村藤夫 「万年青」 第十 五号)
三月歌	三月三日		「須谷の年中行事」 (大井六左衛門・谷垣 伝右衛門、「高齢者に よる民謡民話屋号しら べ」 「思い出ますま ま」(谷垣初子 「万年青」 第四号) 「兵庫探検」
三月節供	三月三日	日 床瀬・河内・宇日・田久	

行事名	月日	地区名	主要参考文献
箸からみの行	四月十五日	草飼	「遠くなった草飼の生 活」
五月節供	五月五日	河内・宇日・田久日	「兵庫探検」
七夕	八月七日	草飼	
宮そらへ(掃 除)	八月十五日 八月三十一日	草飼	「遠くなった草飼の生 活」
数珠繰り行事	正月十六日 八月十六日	三原・小城・金原・須谷・ 松本・竹野	「数珠繰り行事につい て」(井越武三 「万年青」 第十号) 「数珠繰り行 事」(福田寅雄) 「消え ない昔の思い出」(谷 垣ひろ子) 「同上」 第 十二号)
地藏盆 小屋(地藏小 屋)	八月二十三 日(八月十 三日)二十 四日	床瀬・銅山・川南谷・森 本・金原・草飼・竹野・宇 日・田久日・切浜	
万灯	八月二十四 日	銅山・三原・森本・林・下 塚	「万灯」(田村とし子 「峠をこえて」)
宮籠り	日	床瀬・中村・河内・森本・ 林・金原・下塚・轟・和 会・神明さん(宮森 一雄 「高齢者による 民謡民話屋号しらべ」 「天神講」(太田垣忠 男 「万年青」 第十三号)	「逆中侍」(切浜老人 会) 「神明さん」(宮森 一雄 「高齢者による 民謡民話屋号しらべ」 「天神講」(太田垣忠 男 「万年青」 第十三号)
天神講	十二月二十 五日	三原・桑野本・門谷・河 内・二連原・森本・坊 岡・下塚・竹野	
その他 (二十三夜待 ち) (雀追い) (虫送り) (成木責め)		鬼神谷 切浜 段・河内 段・河内	第三章第二節「虫送り」 参照

も大役で、夏の暑い盛りで大変厳しい仕事であったが、また楽しい面もあったという。毎年八月十五日から三十一日にかけて、九月一日の「八朔祭り」に間に合うように、お宮の境内全部の掃除をする。十五歳の大將から七歳までの全員の男の子供が、この行事に参加する義務があり、彼等も当然のことと自覚していた。

責任者である大將は、毎日年齢によって掃除の区域に差をつけながら割り当てていく。こうして、三十一日に掃除が全部終わると、大將は總代の所へ行つて駄賃の交渉をし、そのお金で菓子を買った。そして、これを年齢順に量に差をつけ袋に入れる。翌日の八朔祭りの朝二時ごろから、大將と二、三人の下の者が一番にお宮へ行く。そして、囲炉裏の火を焚き、大太鼓を棒に吊し、それを二人で担ぎ、一人が叩きながら揃つて次のように大声で叫んだ。「起きやれ、起きやれ、起きやれ、起きやれな。東が白んだ、起きて赤飯むしやれな」と村中を回つて、年長者順に子供の家の前で叩いて名を呼び、出て来たら一緒にお宮へ帰り、菓子袋を貰うのである。そして、次々順番に年下の子供を起こして回る。こうして、全員が揃うと、前日に作った藁の松明に火をつけ、境内を掃き清め、村人の参詣を待つという行事である。

半月の炎天下の辛かった作業も、この朝の太鼓の音で一遍に消えてしまう程、子供にとつては楽しい行事であったという(「遠くになった草飼の生活」花房喜代次、「草飼」小林清治、「万年青」第十三号)。これは次に紹介する宮籠りの掃除と籠りの一対となつていたものが、掃除だけが分離して残つたものであろう。

宮籠り

竹野谷の大抵の地区で、男の子供たちの宮籠りの行事があった。氏神祭礼の宵宮や節分・天神講・大晦日の時が多く、大体行事内容は似通つていた。

籠り堂には囲炉裏があり、子供たちは薪を持ち寄り、一晚中焚火で暖をとり太鼓を叩いた。そして、村から勧進したり、接待された煮しめ・おこわ・お握り・薩摩芋・かきもち・甘酒・お茶・菓子などを食べながら、楽しく談笑した。切浜では、春秋の祭礼の宮籠りで、真夜中の一二時と朝方の四時になると、大太鼓を担いで、村中を「ネンヤレネンヤレ、ネンヤレナ、ネテボボサツシヤレナ」（二二時）、「オキヤレオキヤレオキヤレナ、オキテオコワムシヤレナ」（四時）と、大声を張り上げ太鼓で囃しながら回ることがあった（「連中待」切浜老人會「万年書」特集）。

中村では、「東が白んだ、爺、婆寝とれ、嫁起きて火つきやれ」と、太鼓を叩いて村に向かって叫んだという（「神明さん」森一雄同上）。

古来から、人々は汚れを知らない無心の子供たちを、「神の依代」・「神の代理」・「神に仕える」者とみてきた。こうして、宵宮で世俗世界から離れて寝ずに夜明かしをして、身心ともに清められた子供たちは、神または神の代理として、村人の参詣に対して厳肅に迎え奉仕したのであろう。

天神講

十二月二十五日の天神講は、学校も休みに入り、子供たちにとって楽しい行事であった。講宿は輪番制で、天神さんが祀つてある当番の家へいろいろ材料を持ち寄り、それぞれの役割を決め、自分たちで作って食べた。そして、賑やかに遊んだり話したりして一日を過ごした。天神さんは、学問の神であるから、頭が良くなるようにとか（下塚）、字が上手になるように習字をして、梅の木に掛けたり、ドンドで燃やしたりした（森本）。二連原では、籠り堂で一晚中籠つたという。

子供組 以上みてきたように、子供たちの主催する年中行事や祭礼は、案外多いのであるが、その果た
の役割 した役割も大きく、社会人として村人として成長していくために重要な意義を持った集団組織

である。しかし、その内容は、一種の遊戯集団の要素がかなり強かった。とはいえ、こうした遊びを通して、
子供たちは子供たちなりの仲間の縦と横の集団での規律と責任を負わされていった。なお、子供が主催する種々
の行事の中には、かつて大人の行事であったものが、次第に子供の手に乗ねられ、遊戯化したともいわれる（子
供みこし・小ドンド・盆小屋）。ともあれ、こうした子供組も、最近では「子供会」という名称のもとに、い
ろいろ活動している。

(2) 若衆組

若衆入り 若衆組（若者組）の加入儀式は、入学試験・資格試験のようなもので、前掲の「子供組」を抜
け大体高等小学校を卒業した十五〜六歳をもって一人前とされ、加入が認められた。そして、

結婚した時とか三十歳前後に退会することになっていた。加入の時期は、多く春三月のコト（餅ゴト）に行な
われ、米を一升五合と材料を持参し、餅を搗き会食をした。また、酒一升を持って加入を頼みに行った。同時
に、「名替え」（元服）もあつた（第七章通過儀礼第三節成年、参照）。この時、長男だけ庭先に石を置くこと
がなされた（二連原）。

田久日では、これを「三月祈禱」といい（第三章第三節漁業「慣行・祭祀」参照）、龍海寺・両界院・金亀
院など五名ばかりの僧侶がきて、読経と説教をした。この時「名替え式」もあり、事前に新加入者の名前を考
えておいたのを、連中頭が僧侶に進言する。それを、僧侶が名付け親となつて発表するということも行なわれ

た(『但馬海岸』兵)。ちなみに、江戸時代から村の若衆の元服(成人)式があった。それは、松本の『村中若者烏帽子着帳』(宝暦二年三月二十六日、美含郡松本村庄屋大木本彦左衛門、羽入区)に、「烏帽子(二拾五人)、官頭(拾五人)、さかやき(月頭)(拾三人)」とあり、興味ある史料である。なお、「コトノハシ」といい、長さ三〇(センチ)、直径二〇(センチ)ぐらゐの木を割り、それで沢山の箸を作り、大きな縄を編んでお宮の木に伊勢音頭を歌いながら吊すことがある。若衆の人数が増加することを祈った行事だという(『兵庫探検民俗編第三章第二節農業「コトノハシ」参照)。

この加入も、簡単にすんなりと出来るわけではなく、「ふた節」を越すにはそれだけの試練といふか苦行が必要だった。竹野でも、入会の時本人を正座に座らせ、挨拶を何度も遣り直させ、大餅を無理に沢山食べさせ、大杯で酒を飲ますという意地悪なこともあったという。村人たちは、村という共同体の危機と苦難を乗り越えて生活していくには、団結の強い「共同体意識」と「力」が必要となってくる。そして、これは次代を受け継ぐ子供・若者たちに伝えなければならぬ。そこで、肉体的・精神的に厳しい試練を課し、死から再生(子供から一人前の若者)し、村のメンパーとなることが認められる。そして、いろいろ掟や試練を受けながら、中心的村人となっていくわけである。

若衆組の 各区には、それぞれ若衆中の目的・活動・制裁等を取り決めた規定がある。その中の一例を紹介規則と制裁 介する。『若連中律憲』(明治三十四年、林区林村、有林区)には、次のようにある。

第一章 目的

第二条 若連中ハ林村居住ノ男子自十五歳至二十八歳ヲ以テ組織シ、又絶対的ニ入会スルコトヲ要ス。但

シ、入会ハ十七歳迄ニ限り任意タルベク、退会ハ二十八歳未滿ト雖モ結婚ヲ限界トシ任意タルベキモノトス。

第三条 入会ノ節ハ、身分相応ノ酒肴ヲ以テ披露ヲナスベキコトヲ要ス。

第十条 村内祝儀結婚礼ニハ、若連中ニ対シ必ず身分相応ノ酒肴ヲ以テ披露ヲナスコトヲ要ス（但シ、連中ニ於テ不足ヲ申立ツルコトヲ得ズ）。

第十一条 若連中ニシテ除名セラレタルモノハ、村内ニ於テ不交際タルベキモノトス。

第四章 若連中ノ行為

第十二条 青年ノ悪弊ハ、嚴禁スベキモノトス。

(一)奢侈ノ行為。(二)ヲドケ・悪騒ギノコト。(三)タンコロ・挽キノコト。(四)喧嘩口論ノコト。(五)博打ノコト。
第十三条 但シ懲戒料ハ、酒壹升以上壹斗以下ヲ以テ処分シ、事件ノ輕重ニ不拘三回以上ノ悪行ヲ冒シタルモノハ村内不交際トス。

第五章 會議並ニ制裁

第十八条 除名スルモノトス、除名後改心ノ情顯シタルモノハ、評議員会ノ決議ヲ以テ復会ヲ許スベキモノトス。

若衆宿

若衆宿（若者宿）は、昭和初期ごろまであったようで、「回り持ち」と「固定」したものがあつた。階級は厳しく、(連中頭)レンジユウカシラ（長）―(大若衆)オオウカイシユウ（幹部）―(若衆)ワカイシユウ―

(の若)ヒワカ（新加入者）使い走り、浜須井、『但馬海岸』兵 鹿泉教育委員会や、ちやうや長家―会長―長老―会員などの序列で、上の者はいろ

いろ仲間や下の者の生活百般にわたって世話をした（松本・田久且）。宿の主人「宿親」（寝親）は、人望があり世話好きで、何かと相談に乗り易い開放的な人であった。若衆たちも、お礼として田の整地や田植えの手伝い、草屋根の草刈り、あるいは一日労働奉仕をした。また、庭に紅葉・椿・檜の木を植えたりもした（林）。

若衆組の
機能

こうした若衆宿を中心として、若衆たちはどのようなことをしていたのであろうか。夕食を終えると、宿にきて泊まり、盆も正月も家では寝なかつた（田久且）。そして、この宿を基点と

して、村仕事・年中行事・信仰・教育・仲間の婚姻の世話や娯楽・制裁にも関つた。『昭和三年起、年中行事、奥須井青年分団』（奥須井区有）は、次のように記している。

昭和三〇五年度年中行事

- 一、年中村民急病者発生ノ際は、医師送迎ナスコト。
- 二、毎週土曜日ノ夜、村民理髪ヲナスコト。
- 三、四月二十日一週間、蚕業期ニ当リ、上簇期じようそく毎夜警ヲナスコト。
- 四、五月二十日〜六月上旬、農繁期植付多忙中ニ当リ、早起奨励ス村民一同起シ回ル。
- 五、八月盆、盆踊ナスコト。
- 六、八月十八日、青年資産造林ヲ手入ナスコト。
- 七、九月上旬、秋蚕業期ニ当リ、夜警ナスコト。
- 八、十月上旬、秋入収穫期早起奨励ス。
- 九、十二月、林道村内ノ道路雪を放チ、通行人ヲヨクスルコト。雪道路上ノ雪を放ツコト。

田久日では、若衆がこうして一カ所に泊まっているので、火事・水害・嵐・難破船の時は、集団で行動が出来る、村人は安心して寝ることが出来たという。

また、これだけは覚えておくようにと、挨拶・謡・お神酒・お膳の作法の稽古をさせたという。それは、人間の成長における①人生教育、②社会教育、③宗教教育の場であったわけである。つまり、「須谷の年中行事」

(大井六左衛門・谷垣伝右衛門・万年青・特集号)に、

二月十五日ねはん

青年会は、昔から大懇親会新入会者が二、三人あり、餅を元気に搗き、その後食い比べをして自分を競った。晩は厳肅な式をし、会規を会長が朗読、賞罰も行なった。祝儀の作法を覚える為のことわざを覚え、御馳走の出す順序、小杯・大杯の出す順序、挨拶・謡の順序作法を覚え、この時だけは静かに厳肅に、最後迄正座して離れなかった。午前二時過ぎてから大杯が盛り上がり、謡を終り小杯・おはしを勧めて、お汁を替えなどして終る。そして伊勢音頭で、芽出度解散は三時になった。

とあることから分かる。

いっぽう、宗教教育ではお寺の住職を招き、講話を聞いたりお経も練習をしたという。

羽入奥山の連合寺谷(一九一八)(古代の寺屋敷跡Ⅱ大敷) 高塔山の入口に、念仏岩と伝える畳五〇六畳ほどの岩石があった(大正七年の大水害で谷川へ流れ落ちた)。嘉永年間(一八四八―五三)ごろまでは、村の若衆たちが夕方この岩の上で、花念仏やいろいろな念仏を唱えていたという。安政年間(一八五四―五九)ごろからは、村の薬師堂で唱えるようになった。松本の大本浅造氏(明治四十一年生)の小さいころも、この念仏が終わる

と、村の有志から空豆や霰切りしたお餅の炒った物を寄進され、そのお下がりをお老人や子供たちに配ったという。これも、大正の初年ごろから自然に消滅したという（『松本村周辺の古地名を訪ねて』、『松本周辺古代地名史』大木本淺造）。

これに関して、段では青年団に入った時、お経を毎日一時間一カ月間習ったという。また、二連原では堂で七月から八月にかけて毎晩念仏をしたり、各家の命日に拝んだら、豆と霰を木の鉢に入れ子供に配られた。そして切浜では、若衆がお盆の精霊舟（麦わら舟）を作り、鐘を叩きながら念仏を唱え海へ仏流しをした（『幼少年の思い出』米

田道太郎、『万』
年青』第七号）。

若衆中や若衆宿は娯楽の場でもあった。毎晩のように宿に集まり、飲み食いし雑談や歌を歌う。また、娘たちも遊びにきたという。時には、外で相撲をしたり（第十一章第十節民間競技(1)相撲、参照）、堂や宮にある力試しの石を持ち上げたり、俵や草をサスに刺し持ち上げ競いあつたりもし（同前(2)力石・(3)その他の力くらべ、参照）、夜ばいもした（第七章第三節成年、参照）。そして、サノボリ・お盆・節供、祭礼には地芝居・演劇なども興行した。これは、前節の「地芝居」で触れたので、ここでは一部加筆するにとどめる。

明治二十五年（一八九二）旧九月九日の『狭間戦合切矢口大江山花帳』（『門谷和』）に、「明治三十一年旧八月八幡宮祭ノ際轟村若連中芝居興行ニ付寄付」「明治三十三年八月轟村若^{連中}□□演劇興行ニ付花左」と出て、各区の若衆や若連中から多くの花（寄付）が寄せられている。こうしたことは、他の「花帳」にもみられ、当時の若衆の力が知れる。これを裏付けるものに、竹野谷の多くの「石造物」（二六六点確認出来る。写100）、各寺社再建棟札（写101）の願主・施主に、各区の若衆・若連中・若衆中の銘がみられる。村内の政治的・社会的・宗教的支配とともに、経済的にも相当力があつたことが窺われる。

さて、「昔時教育不進^理ノ時代ハ、青年ヲ以テ若連中ト称シ、一ノ団体ヲ組織シ、村内ノ司法権ヲ委ネ、及宗教ノ一部ヲ担任セシメ、頗ル有利ニ活動セシメタルモ、亦一面淫靡^{いんぴ}の害モ多カリキ」(『郷土史編纂誌^{「明治四十五年切浜区有}』)とあるように、この若衆宿も一面では非常によき社会集団・教育の場であった。しかし、一面では軍隊式の上下関係が強く、名前を呼び捨てにしたり、芝居見物でも一番よい席を占めたりした。また、盆踊りの準備の時も、太鼓・提灯を若い衆が管理していて、後輩が借りに行っても一度では貸さず、二〜三度行ってやっと貸してくれるという、いろいろ弊害も出てきた(宇日)。

若衆組の 変遷 こうした情況もあって、江戸時代の「若衆組」は官令により、明治期に「青年会」

へ、大正期には「青年団」へと改組改称され、国家から制御をうけ官制化へと向かっていった。そして、昭和三十〜三十五年代(一九五五〜六〇)の高度経済成長は、若者の都市への流出をもたらし過疎化を生み出し、青年団も有名無実化となり、祭礼などの年中行事や災害救助などの人手不足が顕著となり、



写100 石段標 (「下塚邑、若連中、天明八年九月」
下塚・小山神社)



写101 蓮華寺御影堂棟札
(「施主、当村、若衆中、延享二年六月」 轟・蓮華寺)

「村」という共同体の機能の崩壊を来きたしていく。

(3) 娘組

娘組と 前掲の若衆組に対比するものとして、娘組がある。それは、未婚の女子が数人組んで、糸繰り・針仕事などをした集団である。しかし、若衆組のように規律のある組織ではなく、その組も村内にいく組も出来人数もまちまちで、一定の型にはまらず、自主性も乏しく若衆組への従属性の強い性格であった。ここでも、娘宿といわれるものがあり、いろいろ仕事や雑談をしたり寝泊まりもした。またこの宿に、若衆宿に娘たちが手伝いや、遊びに行きなじみになったように、若者たちも訪れた。ここでは、仕事を手伝ったり一緒に遊んだりして、男女交際の場となり、次第に結婚へ発展することもあった。

昭和四十七、八年にわたって行なわれた但馬海岸地区民俗資料緊急調査の報告書『但馬海岸』(兵庫県教育委員会)に、娘宿について「海岸地方全体にわたって香住町御崎地区以外には言葉ものこっていない。八十歳代の人の記憶にないところから考えて、明治末年には無かったと考えられる」と記している。

竹野谷でも、ほとんど聞くことが出来なかったが、ただ、この御崎地区と同じ平家落人伝承を持つ川南谷で、井上隆夫氏(大正六年生)から次のような話を聞いた。井上氏の父上のころのこと、お針子と称した村の娘たちが、裁縫の上手な村の人の家へお針の稽古に行ったという。また、小城の藤原俊雄氏(大正元年生)も、大正初期ごろまで冬場などお針を習い、そこで世間話をし、十二月八日の針供養では一日を過ごしたという。これが、娘組とか娘宿であったとは断定出来ないが、その要因を多大に含んでいるといえよう。

ともあれ、娘組・娘宿は早い時期に消滅したのであろう。近代に近づくにつれ、家父長制社会が強まり、娘

や後述の主婦はその身分や活動が規制された。また、娘たちに対して、村の政治的・社会的参加もそれほど必要としなかった。

竹野谷の娘たちは、秋のコトが終わったら、京都などに半季奉公と称し、女中・子守り・飯炊きなどの奉公に行った。「家に女中がいても女中に出る」といわれる如く、他家でいろいろな行儀見習をして初めて一人前になり、嫁に行く資格が出来たとする。これにより、物理的に人数が少なくなったということもあるが、このことが人生教育・社会教育となったのであり、あえて娘組・娘宿の維持・存在も必要なかったのであろう。この娘組は、大正・昭和に「処女会」や「女子青年団」へと変わっていった。

(4) 大人組

戸主と 大人組は、中老(壮年会)とも称し(若衆組内部の一階級を中老と呼ぶ例もある)、結婚など大人組で若衆組を脱退して、還暦ごろに年寄組に入るまでの組織である。

そして、次第に戸主となって家の中心をなすので、「戸主会」とも呼んだ。また、『村勢調査書』(奥竹野村)に、「大正九年十一月、会員三二六人、年々二回ノ総会ヲ行ヒ、本村ノ年中行事ヲ定メ、自治講話講演等自治思想ノ涵養ヲ図リ、権力アル会団ナリ」とあるように、村落における中心としても責任ある世代で、村の政治的・経済的活動や問題解決に務めた。また、若衆組の後見や祭礼などの宗教的儀礼にも携わった。しかし、力がこのような面に過ぎ過ぎたり、大人組として形態が不定型であったこともあり、組織化を弱める結果となった(三原には、明治初年若衆宿とともに大人宿があったという)。「竹野村戸主会々則」(大正十年、区宿)も存在するが、その内容は抽象的で具体性に欠けることでも判明する。

これも昭和に入り全国的組織の壮年団という官制の中へ組み込まれていく。そして、前述のように青年層の流出で、有名無実化した若衆組に代わって、盆踊り祭礼行事など区の仕事に活躍している。

(5) 姐衆組

主婦と 前掲の大人組は、家の中心たる男性（戸主）による組織であったが、既述の如く村落社会集団
姐衆組 としては、それほど若衆組のように強い組織力を持ったものではなかった。これに対比すべく、

もう一方の家の中心である女性（主婦）による組織「姐衆組」が考えられよう。しかし調査の結果、姐衆組やそれに類似するような組織は終に聞かれなかった。ただ、前の若衆組の機能で紹介した地芝居の花帳（寄進帳）『狭間戦合切矢口大江山花帳』（明治二十五年旧九月九日、門谷・和、多田・光蔵）で、若者・若連中に混じって、各村の「女中・女連中」が寄進しているのがみえる。これを、ただちに女性の組織化した団体とみることは早計で、もう少し類似の史（資）料の発掘を期すべきであろう。

もう一つここに、幕末の万延元年六月の『石燈籠寄進帳』（若連中・奥須井）に、「一、銀札六匁五分 本時講女連中、一、銀札四匁 新時講 女連中」と出てくる。一般的に、婦人会成立以前の伝統的女性の集団としては、子育て祈願と慰安を目的とする「観音講」や「子安講」・「地藏講」などがあった。竹野谷でも、女性による「観音講」は現在でも続いており（第六章第二節宗教講、参照）、この「女中」・「女連中」の寄進も、こうした信仰集団を基盤としたものであったことが窺える。

つまり、姐衆組は社会集団としてはみるべきものがなく、昭和六年の官制による婦人会組織を待たねばならない。ちなみに、『勤儉奨励奥竹野村委員会々則及委員』（大正十三年、区有）に、「婦人会長」の名がみられる。

(6) 年寄組

隠居と年寄組（老人会）は、家や村における権利と義務を次代に譲り、一応社会的責任を果たし、い
 年寄組 わゆる隠居（還暦ごろ）の段階で加入する例が多い。それ故、相互の親睦、娯楽的宗教的色彩
 が強くなり、氏神や道路、川掃除などの社会奉仕、長老としての顧問が主たる活動となる。

現在の竹野町では、各区に老人会があり、町として老人会連合会が組織されている。特に、公民館を中心に
 生涯学習として、六十五歳以上の高齢者を対象に、「竹野学園」が運営されている。ここでは、講演・民謡・
 手芸・押絵・ゲートボールの専門講座、館外研修、『万年青』（雑誌）の発刊や、子供たちとの触れ合い体験な
 ど、幅広い活動がなされている。